

**定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
における留意事項について**

令和5年度 集団指導資料  
〔高齢者あんしん課 介護認定係〕

## 目 次

### I 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成

- 1 運営指導時の確認項目・確認文書（参考）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～8

### II 秘密保持等

- 1 運営指導時の確認項目・確認文書（参考）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10～11

### III 地域との連携等

- 1 運営指導時の確認項目・確認文書（参考）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13～16

### IV 記録の整備

- 1 留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17～18

注釈・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

## I 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成

### 1 運営指導時の確認項目・確認文書（参考）

	確認項目	確認文書
定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成 【市条例第26条】 （基準省令第3条の24）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅サービス計画に基づいて定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画が立てられているか</li> <li>・サービスの日時等については居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ決定しているか。</li> <li>・定期的に利用者の居宅を訪問しアセスメントを行っているか</li> <li>・主治の医師の指示及び利用者の心身の状況、希望を踏まえて、療養上の目標、当該目標達成のためのサービス内容等が記載されているか</li> <li>・利用者又はその家族への説明・同意・交付は行われているか</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況を把握し適宜計画が変更されているか</li> <li>・訪問看護報告書は作成されているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅サービス計画</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画</li> <li>※利用者又は家族の署名、捺印若しくは電磁的記録により同意があったことがわかるもの</li> <li>・アセスメントシート</li> <li>・モニタリングシート</li> <li>・訪問看護報告書</li> </ul>

※ 介護保険施設等運営指導マニュアル（令和4年3月 厚生労働省老健局作成）の別添資料1「確認項目・確認文書」から一部抜粋。

## 2 留意事項

### (1) 随時対応サービス及び随時訪問サービスの目標・具体的な内容

- 随時対応サービス及び随時訪問サービスの目標・具体的な内容を、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に記載していますか？

- 計画作成責任者は、**利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるよう、利用者の課題やリスクを把握し、援助の方向性や目標を明確**にすること。
- 定期巡回サービス及び訪問看護サービスだけでなく、**随時対応サービス及び随時訪問サービス**の目標・具体的な内容を、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に記載すること。

## ◎ ポイント

- 各利用者について、アセスメントを踏まえて、緊急時に起こり得る事柄（リスク）を予測（想定）し、当該計画に、緊急時に何をすべきかを記載すること。
- また、当該サービス提供中に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、当該従業者が看護職員である場合は必要な臨時応急の手当てを行うとともに、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

## （参考）関連法令

- 基本取扱方針（市条例第 23 条第 1 項）
- 計画等の作成（市条例第 26 条第 1 項、解釈通知第 3 の一の 4 の(17)）
- 緊急時等の対応（市条例第 29 条、解釈通知第 3 の一の 4 の(19)）

## (2) 看護職員によるアセスメント及びモニタリング

### ■ アセスメント及びモニタリングができていますか？

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員（保健師、看護師又は准看護師）が利用者の居宅で定期的に行うアセスメント及びモニタリングの結果を踏まえ、作成すること。
- ※ 「定期的」とは、概ね1月に1回程度行われることが望ましいが、当該アセスメント及びモニタリングを担当する看護職員の意見や、日々の当該サービスの提供により把握された利用者の心身の状況等を踏まえ、適切な頻度で実施するものとしします。

## ◎ ポイント

- 看護職員は、利用者（訪問看護サービスを利用しない者も含む。）に対し、定期的なアセスメント及びモニタリングを行い、各利用者の医療的な視点を含めた生活課題を明らかにすること。
- 計画作成責任者は、看護職員によるアセスメント及びモニタリングの結果を踏まえ、医療的な視点を含めた当該計画書を作成することが望ましい。

## （参考）関連法令

- 計画等の作成（市条例第 26 条第 3 項、解釈通知第 3 の一の 4 の(17)③）

### (3) 主治医との関係

- 訪問看護サービス提供開始に際しては、主治医が発行する訪問看護サービスに係る指示書はありますか？
- 常勤の看護師等（常勤の保健師又は看護師）は、必要な管理をしていますか？
- 主治医との密接かつ適切な連携は図れていますか？

- 訪問看護サービスの提供開始に際しては、利用者の主治医が発行する訪問看護サービスに係る指示書の交付を受けること。
- 常勤の看護師等（常勤の保健師又は看護師）は、主治医の指示（指示書）に基づき、主治医との連絡調整、訪問看護サービスの提供を行う看護師等の監督等の必要な管理をすること。



## ◎ ポイント

- 訪問看護サービスを行う看護師等（准看護師を除く。）は、主治医に対し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ること。
- ※ 看護師等は、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載した訪問看護報告書を作成し、主治医に提出すること。
- ※ なお、当該計画及び訪問看護報告書等の取扱いは、「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて（平成 12 年 3 月 30 日 老企第 55 号）」を確認すること。
- 訪問看護サービスの提供に当たっては、看護師等が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ること

## **(参考) 関連法令**

- 主治医との関係 (市条例第 25 条、解釈通知第 3 の一の 4 の(16)①・②・③・④)
- 計画等の作成 (市条例第 26 条第 3 項、解釈通知第 3 の一の 4 の(17)⑨)
- 訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて(平成 12 年 3 月 30 日 老企第 55 号)

## II 秘密保持等

### 1 運営指導時の確認項目・確認文書（参考）

確認項目		確認文書
秘密保持等 【市条例第35条】 （基準省令第3条の 33）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 個人情報の利用に当たり、利用者（利用者の情報）及び家族（利用者家族の情報）から同意を得ているか</li><li>・ 退職者を含む、従業員が利用者の秘密を保持することを誓約しているか</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 個人情報同意書</li><li>・ 従業員の秘密保持誓約書</li></ul>

※ 介護保険施設等運営指導マニュアル（令和4年3月 厚生労働省老健局作成）の別添資料1「確認項目・確認文書」から一部抜粋。

## 2 留意事項

### (1) 従業者等に対する誓約

#### ■ 秘密保持誓約書を作成し、全ての従業者から同意を得ていますか？

- 事業所の全ての従業者（過去、当該事業所の従業者であった者を含む。）は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

#### ◎ ポイント

- 事業所は、秘密保持誓約書を作成し、全ての従業者から同意を得るなど、従業者に対し、従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じること。

## (2) 利用者又はその家族からの同意

### ■ 利用者又はその家族の個人情報を用いる場合、利用者等から同意を得ていますか？

- 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）の個人情報を介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有する場合、あらかじめ、文書により利用者等から同意を得る必要がある。

### ◎ ポイント

- 事業所は、利用者等の個人情報を用いる場合は、利用者等に対し、十分に説明のうえ、あらかじめ、文書により利用者等から同意を得ること。

## (参考) 関連法令

- 秘密保持等（市条例第 35 条、解釈通知第 3 の一の 4 の(26)）

### Ⅲ 地域との連携等

#### 1 運営指導時の確認項目・確認文書（参考）

確認項目		確認文書
地域との連携等 【市条例第39条】 （基準省令第3条の37）	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護・医療連携推進会議を概ね6月に1回以上開催しているか</li><li>・介護・医療連携推進会議において、活動状況の報告を行い、評価を受けているか</li><li>・介護・医療連携推進会議で挙げた要望や助言が記録されているか</li><li>・介護・医療連携推進会議の会議録が公表されているか</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護・医療連携推進会議の記録</li></ul>

※ 介護保険施設等運営指導マニュアル（令和4年3月 厚生労働省老健局作成）の別添資料1「確認項目・確認文書」から一部抜粋。

## 2 留意事項

### (1) 介護・医療連携推進会議

#### ■ 介護・医療連携推進会議を定期的に開催し、当該記録を公表していますか？

- 事業所は、サービスの質の確保を図ることや介護と医療の連携を図ることを目的として、介護・医療連携推進会議を設置し、定期的（6月に1回以上）に開催し、当該記録を公表すること。

※ 令和3年度の改正により、介護・医療連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用した開催が可能となりました。

ただし、利用者等が参加して実施する場合は、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得る必要がありますので、ご留意ください。

## ◎ ポイント

- 利用者等については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- 当該会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成すること
- 事業所内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示する等、当該記録を公表すること。



## (2) 自己評価及び外部評価

### ■ 自己評価及び外部評価を実施し、当該結果を公表していますか？

- 事業所は、1年に1回以上、自己評価を行うとともに、当該自己評価について、介護・医療連携推進会議において外部評価を行い、これらの評価結果を公表すること。
- 自己評価結果及び外部評価結果は、市の電子申請届出システムを利用して提出すること。

### 【市ホームページ】

ホーム > 健康・医療・福祉 > 年金・保険「介護保険」 >

地域密着型サービス事業所における自己評価・外部評価

## ◎ ポイント

- 外部評価を行う介護・医療連携推進会議は、単独で開催すること。
- 自己評価結果及び外部評価結果は、利用者等へ提供するとともに、次のいずれかの方法で公表すること。
  - ① 「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システム
  - ② 法人のホームページへの掲載や事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示
  - ③ 市窓口や地域包括支援センターへの掲示等

## (参考) 関連法令

- 地域との連携等(市条例第 39 条第 1 項・第 2 項、解釈通知第 3 の一の 4 の(29)①・②)

## IV 記録の整備

### 1 留意事項

#### ■ 記録を整備し、適切な保管が行えていますか？

- 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備すること。
- 利用者に対するサービスの提供に関する記録（①から⑦まで）を整備し、その完了の日から5年間保存すること。
  - ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画
  - ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - ③ 主治医の指示書
  - ④ 訪問看護報告書
  - ⑤ 利用者に関する市への通知に係る記録
  - ⑥ 苦情の内容等の記録
  - ⑦ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

## ◎ ポイント

- 上記の内容に関する記録を整備し、保存していること。
  - 運営規程や重要事項説明書、契約書等の規定（説明）について、記録の保存期間が「その完結の日から5年間保存」という表現になっていること。
- ※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものである。

## （参考）関連法令

- 記録の整備（市条例第42条第1項・第2項、解釈通知第3の一の4の(33)）

注 釈

- ※ **市条例** = 日向市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 日向市条例第 7 号）
- ※ **基準省令** = 指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）
- ※ **解釈通知** = 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号、老振発第 0331004 号、老老発第 0331017 号）